



## ～従業員のキャリアアップに 利用できる～ **助成金のご案内**

今回のあおぞらレターは昨年10月に拡充されたキャリアアップ助成金、キャリア形成助成金のうち、中長期的に従業員のキャリアを形成するための助成金についてご案内します。  
労働力の確保が難しくなっている今、従業員のキャリアアップを図るために、このような助成金を活用されてみてはいかがでしょうか？

### ■中長期のキャリアアップを図るための助成金とその助成額

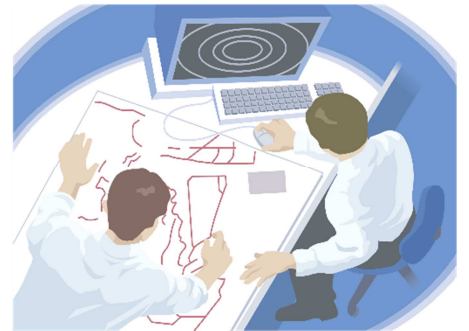
- ・対象となる助成金は有期契約社員（パート、アルバイト等）、正規雇用社員（正社員）によって変わります。
- ・事業主が、指定された訓練期間の従業員の賃金や訓練経費を支払う場合に、助成されます。

対象となる助成金	訓練内容	対象者	助成額 ※1人1時間あたり	経費助成額 ※1人あたり
キャリアアップ助成金 (中長期的キャリア形成訓練)	【★専門実践教育訓練】 厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座	有期契約社員	800円(500円) 時間数上限あり	15～50万円(10～30万円) 訓練時間数等による
キャリア形成助成金 (中長期的キャリア形成コース)		正規雇用社員	800円(400円) 時間数上限あり	1/2(1/3) 上限あり

上記金額は中小企業、( )内は大企業の場合。

### ★専門実践教育訓練とは

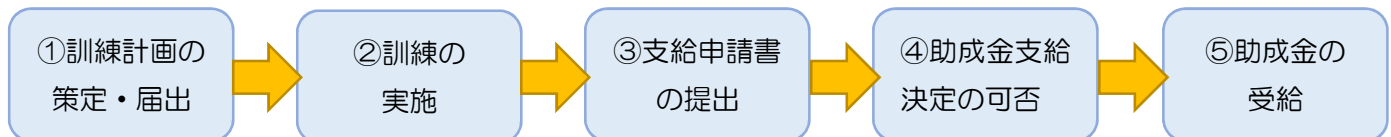
- ◆業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程〔要訓練期間：1年以上3年以内〕  
助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、理学療法士、美容師、理容師、測量士、電気工事士、建築士、製菓衛生師、調理師、栄養士、介護福祉士、保育士 等
- ◆専門学校での職業実践専門課程〔要訓練期間：2年〕  
最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものと文部科学大臣が認定したもの
- ◆専門職大学院〔要訓練期間：2年または3年以内〕  
高度専門職業人の養成を目的とした課程。



### ■どういう時に申請できるか

- ・業務命令として、従業員に専門的知識を高めるために訓練を実施し事業主が対象経費を負担する場合
- ・従業員が自主的に受講する訓練について、事業主が対象経費や受講期間の賃金を負担する場合など ※助成金により他にも受給要件があります。

### ■手続きの流れ



※キャリアアップ助成金（有期契約社員向け）の詳細は

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

※キャリア形成助成金（正規雇用社員）の詳細は

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

外部のカリキュラムにより、中長期の展望で従業員の成長を促すのに役立つ助成金です。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277